

596

D173

令和 6 年 12 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

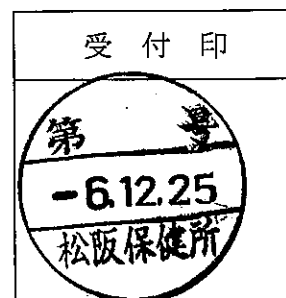
医療法人の住所 三重県松阪市新町 9 4 6 番地の 1
医療法人の名称 医療法人 垂水会
清算人 垂 水 泰 敏
電話 (0 5 9 8) 2 1 - 0 2 5 9

決 算 届

令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 7 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 6年11月 7日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 垂水会
 ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
 ② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
 ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 松阪市新町9 4 6 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 6 年 2 月 28 日
- (4) 設立登記年月日 平成 6 年 4 月 8 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 垂水会 たるみ内科胃腸科	2410705426	三重県松阪市新町9 4 6 番地の 1	0

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 6月11日 令和 5年度決算の決定(令和 6年 4 月期)

法人名 医療法人 垂水会
所在地 松阪市新町9 4 6 番地 1

※医療法人整理番号 0173

財 産 目 録
(令和 6年11月 7日現在)

1. 資 産 額	76,863,289 円
2. 負 債 額	25,762,785 円
3. 純 資 産 額	51,100,504 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,423,060
B 固 定 資 産	54,440,229
C 資 産 合 計 (A + B)	76,863,289
D 負 債 合 計	25,762,785
E 純 資 産 (C - D)	51,100,504

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))		
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))		

法人名 医療法人 垂水会
所在地 松阪市新町9 4 6 番地 1

※医療法人整理番号 0173

貸 借 対 照 表
(令和 6年11月 7日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	22,423	I 流 動 負 債	25,762
II 固 定 資 産	54,440	負 債 合 計	25,762
1 有 形 固 定 資 産	53,888	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	100	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	451	I 出 資 金	20,000
		II 利 益 剰 余 金	31,100
		純 資 産 合 計	51,100
資 産 合 計	76,863	負債及び純資産合計	76,863

法人名 医療法人 垂水会
所在地 松阪市新町9 4 6 番地 1

※医療法人整理番号 5173

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 6年11月 7日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 医療業収益		13,460
2 医療業費用		21,454
本来業務事業損失		7,993
医療業損失		7,993
II 医療業外収益		41
III 医療業外費用		1,859
経常損失		9,811
法人税等負担額		92
当期純損失		9,903

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 垂水会

理事長 垂水 泰敏 殿

私たちは、医療法人 垂水会の令和6年度（令和6年 5月 1日から令和6年11月7日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年12月10日

医療法人 垂水会

監事 垂水 千早